

福祉・介護職員等特定処遇改善計画書（令和5年度）

※対象月 2023年4月～2023年3月まで

	①	②
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・5年以上の勤務の常勤 ・保育士・介護福祉士・社会福祉士 精神保健福祉士の資格者の児童発達 支援管理責任者・サービス提供責任 者・サービス管理責任者 	<ul style="list-style-type: none"> ・服務違反者を除く4年以上の勤務の保 育士・介護福祉士・社会福祉士・移動 指導員・生活支援員および勤務1年以 上の行動援護従事者研修修了者（強度 行動援護従事者研修修了者含む）
配分	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供責任者（育休明け見なし 常勤含む）440万の8割352万以上 ・児童発達支援管理責任者のうち、児童 発達支援管理責任者兼務（2事業所兼 務の場合は）1.5倍（就業規則第88 条含む違反は除外） ただし、児童発達管理責任者及びサー ビス管理責任者1年目は440万を 超えることがない場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行動援護事業所の行動援護加算額は、 ①の配分以外の全行動援護（強度行動 援護含む）従事した人だけに時間加算 配分その他資格者4年以上の勤務者で 他の事業所の加算合算して②の対象 者に常勤換算で配分
配分率	① ②の配分率は、①は②より多い。	

※支給について

3月分の給付額が決定した4月中に支給を行うものとする。